

目次	ページ
<b>条 例</b>	
1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
2 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	2
3 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例	3
4 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例	4
5 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	5
6 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	5
<b>公 告</b>	
予算の要領について（平成 25 年度補正予算）	5
（平成 25 年度一般会計補正予算（第 1 号））	6
（平成 25 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	6
（平成 25 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））	7
（平成 25 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））	8
（平成 25 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	9
（平成 25 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	9
予算の要領について（平成 26 年度予算）	10
（平成 26 年度一般会計予算）	10
（平成 26 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	11
（平成 26 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	12
（平成 26 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	13
（平成 26 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	14
（平成 26 年度交通災害共済事業特別会計予算）	15

## 条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

## 新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「前項の規定により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 55 歳（規則で定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で規則に定めるもの）を超える職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

別表第 1 備考中「100 分の 98.91」を「100 分の 98.97」に改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の前の見出し中「平成 25 年 4 月 1 日」の次に「及び平成 26 年 4 月 1 日」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 平成 26 年 4 月 1 日においてこの条例による改正後の平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する状況を考慮して規則で定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあつては、2 号給）上位の号給とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

## 新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例（平成 18 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第 7 条関係）

##### (1) 施設等使用料

##### ア 会議室使用料

(単位：円)

施設	面積 ㎡	定員 人	午前	午後	全日	夜間	備考	
			午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時		
本館	講堂	696.0	机 255 椅子 364	27,800	35,000	57,600	31,400	来賓控室を含む
	201会議室	266.6	108	18,500	20,600	35,000	19,500	
	202会議室	54.5	20	4,100	5,100	8,200	4,600	
	301会議室	319.0	40	21,600	24,700	42,200	23,100	
	401会議室	96.6	36	7,200	9,300	14,400	8,200	
別館	コンベンションホール ゆきつばき	351.2	120	23,100	29,300	48,300	26,200	
	901会議室	163.8	48	12,300	15,400	24,700	13,900	
	902会議室	163.8	48	12,300	15,400	24,700	13,900	
	第1研修室	131.4	48	9,800	12,300	19,500	11,300	
	第2研修室	99.0	36	7,200	9,300	14,400	8,200	

##### イ 付属設備使用料

(単位：円)

設備名	午前	午後	全日	夜間
	午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時
映写機 16 ミリ	3,100	3,100	6,200	3,100
液晶プロジェクター（ビデオ、スクリーンを含む）	3,100	3,100	6,200	3,100
テレビ・ビデオセット	2,100	2,100	4,200	2,100
固定式スライド機（スクリーンを含む）	2,100	2,100	4,200	2,100
可搬式スライド機（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500
オーバーヘッドカメラ（液晶プロジェクター、スクリーンを含む）	4,100	4,100	8,200	4,100
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500
実物投映機（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500
マイクシステムユニット	4,100	4,100	8,200	4,100
テーブルクロス（1枚につき）	300	300	600	300

ウ 事務室使用料

(単位：円)

使用区分	使用単位	使用料
新潟県自治会館本館	1 m <sup>2</sup> につき月額	925
新潟県自治会館別館	1 m <sup>2</sup> につき月額	1,018

エ 駐車場使用料

(単位：円)

使用区分	使用単位	使用料
屋内駐車場	1 台につき月額	12,300
専用駐車場	1 台につき月額	3,300

(2) 共益分担金

(単位：円)

使用区分	使用単位	共益分担金
新潟県自治会館本館	1 m <sup>2</sup> につき月額	977
新潟県自治会館別館	1 m <sup>2</sup> につき月額	1,080

備考 この表に定めるもののほか、冷暖房等の使用に要する経費負担については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

**新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号**

新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館附属駐車場条例（平成 18 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表の（3）フリーパス券使用料の表中「7,500 円」を「7,700 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

#### **新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号**

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 16 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

#### **新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号**

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成 16 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 公 告

#### **予算の要領について(公告)**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、平成 26 年 2 月 18 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第 1 号)、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第 1 号)、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第 1 号)、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第 1 号)、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第 1 号)及び平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領を次のとおり公表する。

平成 26 年 2 月 20 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,718 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 433,095 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		1,331	345	1,676
	1 財産運用収入	1,330	345	1,675
5 繰入金		149,267	△45,481	103,786
	2 基金繰入金	65,025	△45,481	19,544
6 繰越金		8,302	37,418	45,720
	1 繰越金	8,302	37,418	45,720
歳 入 合 計		440,813	△7,718	433,095

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		378,940	△30,000	348,940
	1 総務管理費	378,779	△30,000	348,779
4 積立金		1,330	15,830	17,160
	1 基金積立金	1,330	15,830	17,160
5 予備費		1,501	6,452	7,953
	1 予備費	1,501	6,452	7,953
歳 出 合 計		440,813	△7,718	433,095

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 471,461 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,757,198 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,133,713	△58,800	6,074,913
	1 負担金	6,133,713	△58,800	6,074,913
2 財産収入		109,807	3,259	113,066
	1 財産運用収入	109,806	3,259	113,065
3 繰入金		1,977,798	△467,591	1,510,207
	1 基金繰入金	1,977,798	△467,591	1,510,207
4 繰越金		1	50,555	50,556
	1 繰越金	1	50,555	50,556
5 諸収入		7,340	1,116	8,456
	2 預金利子	721	1,116	1,837
歳入合計		8,228,659	△471,461	7,757,198

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		8,026,853	△500,000	7,526,853
	1 退職手当事業費	7,999,401	△500,000	7,499,401
2 積立金		109,806	28,539	138,345
	1 基金積立金	109,806	28,539	138,345
歳出合計		8,228,659	△471,461	7,757,198

平成25年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算  
(第1号)

平成25年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,682千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,643千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		710	17	727
	1 財産運用収入	710	17	727

3 繰入金		1	13,522	13,523
	1 基金繰入金	1	13,522	13,523
4 繰越金		1	5,501	5,502
	1 繰越金	1	5,501	5,502
5 諸収入		2	6,642	6,644
	2 雑入	1	6,642	6,643
歳入合計		9,961	25,682	35,643

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		9,251	20,164	29,415
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	8,139	20,164	28,303
2 積立金		710	5,518	6,228
	1 基金積立金	710	5,518	6,228
歳出合計		9,961	25,682	35,643

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,559 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,615,010 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		10,375	447	10,822
	1 財産運用収入	10,374	447	10,821
5 繰越金		1	19,088	19,089
	1 繰越金	1	19,088	19,089
6 諸収入		149	24	173
	1 預金利子	148	24	172
歳入合計		1,595,451	19,559	1,615,010

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		10,374	19,559	29,933
	1 基金積立金	10,374	19,559	29,933
歳出合計		1,595,451	19,559	1,615,010



平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,746 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,777 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		9,139	1,036	10,175
	1 財産運用収入	9,138	1,036	10,174
4 繰越金		1	710	711
	1 繰越金	1	710	711
歳 入 合 計		40,031	1,746	41,777

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		9,138	1,746	10,884
	1 基金積立金	9,138	1,746	10,884
歳 出 合 計		40,031	1,746	41,777

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,065 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,368,788 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 会費収入		593,500	9,701	603,201
	1 会費収入	593,500	9,701	603,201

2 財産収入		58,011	3,075	61,086
	1 財産運用収入	58,010	3,075	61,085
4 繰越金		1	5,289	5,290
	1 繰越金	1	5,289	5,290
歳入合計		1,350,723	18,065	1,368,788

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		750,113	11,990	762,103
	1 交通災害共済事業費	711,853	11,990	723,843
2 積立金		600,010	6,075	606,085
	1 基金積立金	600,010	6,075	606,085
歳出合計		1,350,723	18,065	1,368,788

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年2月18日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成26年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成26年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成26年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成26年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成26年2月20日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成26年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成26年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		53,736
	1 負担金	53,736

2 交 付 金		33,392
	1 交 付 金	33,392
3 使用料及び手数料		190,138
	1 使 用 料	190,138
4 財 産 収 入		1,681
	1 財産運用収入	1,680
	2 財産売払収入	1
5 繰 入 金		83,664
	1 特別会計繰入金	83,663
	2 基金繰入金	1
6 繰 越 金		6,802
	1 繰 越 金	6,802
7 諸 収 入		4,545
	1 預金利子	7
	2 弁 償 金	1
	3 雑 入	4,537
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳 入 合 計		373,959

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,429
	1 議 会 費	1,429
2 総 務 費		276,629
	1 総務管理費	276,492
	2 監査委員費	137
3 事 業 費		54,482
	1 研修等事業費	54,482
4 積 立 金		39,918
	1 基金積立金	39,918
5 予 備 費		1,501
	1 予 備 費	1,501
歳 出 合 計		373,959

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算  
平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところ  
による。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,160,914千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,902,958
	1 負担金	5,902,958
2 財産収入		92,855
	1 財産運用収入	92,854
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1,160,067
	1 基金繰入金	1,160,067
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,033
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	620
	3 雑入	4,412
歳入合計		7,160,914

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		7,000,059
	1 退職手当事業費	6,972,896
	2 繰出金	27,163
2 積立金		92,854
	1 基金積立金	92,854
3 諸支出金		65,001
	1 雑支出	65,001
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		7,160,914

平成26年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算  
平成26年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,230
	1 負担金	9,230
2 財産収入		695
	1 財産運用収入	695
3 繰入金		6,644
	1 基金繰入金	6,644
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	16,572

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		15,877
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	14,777
	2 繰出金	1,100
2 積立金		695
	1 基金積立金	695
歳出	合計	16,572

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,589,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		890,056
	1 負担金	890,056
2 交付金		690,000
	1 交付金	690,000
3 財産収入		9,679
	1 財産運用収入	9,678
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		93
	1 預金利子	92
	2 雑入	1
歳入合計		1,589,830

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,580,151
	1 消防団員等事業費	1,563,099
	2 繰出金	17,052
2 積立金		9,678
	1 基金積立金	9,678
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,589,830

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成26年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		884
	1 負担金	884
2 財産収入		10,152
	1 財産運用収入	10,151
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		41,039

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		30,887
	1 消防賞じゅつ金費	30,704
	2 繰出金	183
2 積立金		10,151
	1 基金積立金	10,151
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		41,039

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,319,685 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 会費収入		583,000
	1 会費収入	583,000
2 財産収入		54,249
	1 財産運用収入	54,248
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		682,432
	1 基金繰入金	682,432
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		1,319,685

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		734,837
	1 交通災害共済事業費	696,672
	2 繰出金	38,165
2 積立金		584,248
	1 基金積立金	584,248
3 諸支出金		100
	1 雑支出	100
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,319,685